



共催時の補助を
拡充しました！

令和 7年度 大田区商店街戦略的 PR事業費補助金

《ご案内》

制度の内容

- ◆申請単位 商店会・・・区内の商店会(共催可)。
グループ・・・5店舗以上の区内店舗で構成されたグループ。
※大田区へ団体届を提出している商店会等が本補助金を申請できます。
※申請単位の判別は下の判別チャートをご確認ください。
- ◆実施期間 交付決定日から令和8年2月27日(金)まで。
- ◆申請可能数 1商店会あたり商店会申請・グループ申請合わせて年度内に2事業まで。
ただし、共催が含まれる場合は3事業まで。
- ◆補助対象事業 下表のとおりです。判断に迷う場合はご相談ください。

補助対象事業	商店会数 ※1	補助率	補助対象 経費 限度額	補助 限度額	主な補助内容
①WEB広報 戦略事業	1	4/5	40万円	32万円	・WEB媒体の制作(HP・SNS等)や掲 出にかかる費用 ・副業者等の専門性の高い外部人材を 活用し、広報戦略の立案及び媒体制作 を一体的に実施する際にかかる経費 ※2
	2 (共催)		80万円	64万円	
	3以上(共催)		120万円	96万円	
②其他媒体 制作事業	1	4/5	20万円	16万円	紙媒体やフラッグ等制作に 要する経費
	2 (共催)		40万円	32万円	
	3以上(共催)		60万円	48万円	

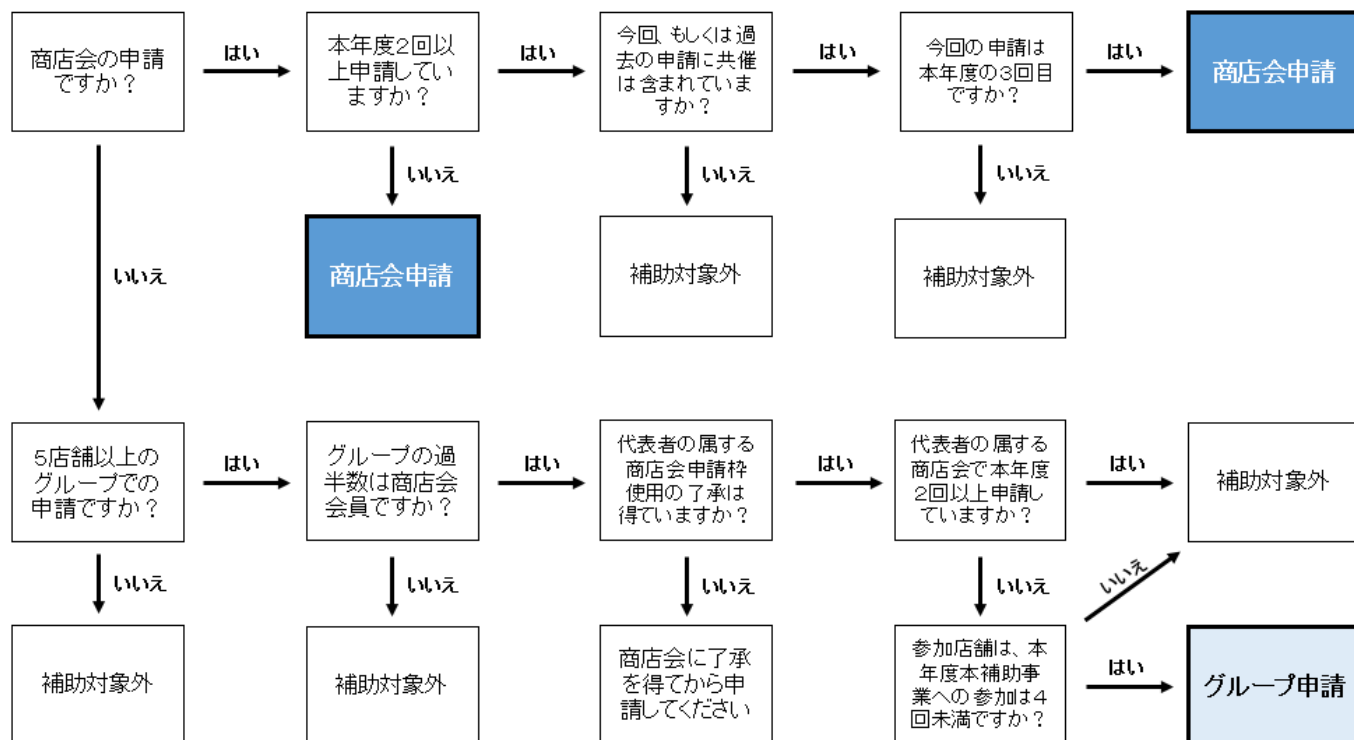
※1 共催時は商店会数で補助対象経費・補助限度額を乗算します。(表参照)

なお、商店会申請及びグループ申請へ参加する1店舗あたりの参加可能回数は、年度内4回までです。

※2 制作する媒体は、立案した実施計画や制作内容に沿って制作してください。

①の経費計上があれば、①の事業内で②の媒体も制作することが可能です。

- ◆商店会申請/グループ申請 判別チャート ※判断に迷う場合はご相談ください。



◆交付申請及び実績報告書

交付申請書 提出可能期間	令和7年4月1日(火) ～令和8年1月9日(金)	見積書を添付して ご提出ください。
事業実施 可能期間	令和7年4月1日(火) ～令和8年2月27日(金)	交付決定通知書を受領 してから実施してください。 (提出から概ね2週間程度)
実績報告書 提出期限	令和8年3月13日(金)	事業終了後、2週間以内を 目安にご提出ください。

※様式は大田区HP「大田区商店街支援事業のご案内」ページ内「令和7年度用様式集」からダウンロードしてご利用ください。

https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/syogyo_sangyo/minasamahe/ootanoakinaisienjigyounogoannai.html

こちらからもダウンロードできます→



◆補助対象経費

下表のとおりです。判断に迷う場合はご相談ください。

主な補助対象経費	主な補助対象外経費
WEB広報戦略事業 ①広報戦略の立案や計画策定について外部人材に伴走支援や助言を依頼する際の謝礼等費用 ②WEBサイト、SNS等の新設及び更新する費用 (企画・構成、コンテンツ制作、デザイン、コーディング、ディレクション、更新等の費用が対象。CMSやサーバー等の保守及び運用にかかる費用は除く。) ③商店会HPの新設及び更新にかかる経費 ④動画制作及び配信にかかる経費	・商店会等の運営維持費等の恒常的な経費 (備品購入費、消耗品購入費、サーバー等のレンタルにかかる経費等) ・実施主体である団体構成員とその所属する商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)に対して支出する謝礼等の経費(生業としている業務に関わる支出については補助対象) ・金券における換金分
その他媒体制作事業 ●ポスター、チラシ、マップ、パンフレット等の制作・掲出費 ●横断幕、のぼり旗、POP、フラッグ等の制作・掲出費 ●ロゴ等のデザイン制作委託費 (媒体制作と一体的に制作する場合のみ可) ●新聞、雑誌、WEB媒体等への掲載料 ●新聞折込及びポスティングにかかる経費 ●金券制作費(換金分は除く) ●制作等に係る謝礼(最低賃金以上時給1,500円以下の部分)	・当事業に直接必要のない経費 (広告物制作以外に係るコピー代等) ・使用実績のないもの (配布されなかった金券、配布又は掲出されなかった広告物にかかる経費)

＜問合せ・申請先＞ 大田区産業経済部 産業振興課 産業振興担当(商業)

〒144-0035 大田区南蒲田一丁目20番20号

大田区産業プラザPiO 4階

電話(5744)1373 E-mail:shogyo@city.ota.tokyo.jp

活用事例

事例1:HP・SNS作成、更新



商店街のHPやSNSを作りたいけど、専門家に頼むと高いかな？

HP・SNSの新設/更新費

が補助対象です！

費用例：総事業費35万円
→補助対象経費35万円であれば、
補助額は28万円

事例2:外部人材への広報委託

商店街情報をSNSで発信してほしい



発信のノウハウが知りたい

外部人材の謝礼

+

媒体制作費

が補助対象です！

費用例：総事業費50万円
→補助対象経費上限40万円のため
補助額上限は32万円

事例3:フラッグ制作

フラッグが古くなってきたから作り変えたいなあ



フラッグの制作費

+

フラッグの掲出費

が補助対象です！

費用例：総事業費15万円
→補助対象経費15万円であれば、
補助額は12万円

事例4:共催でのイベント周知

3商店街共催イベントのHPとSNSを専門家に作ってもらおう！



補助限度額が
最大3倍

費用例：総事業費110万円
→補助対象経費110万円であれば、
補助額は88万円（3商店会共催時）